沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「バイオエタノール（」を「バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ」に改め、「第八十八条の七第一項第一号」の下に「又は第二号」を、「規定するバイオエタノール」の下に「又はカーボンリサイクルエタノール」を加え、同条第二号中「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第三号」に改める。

第十八条第一号中「バイオエタノール」の下に「又はカーボンリサイクルエタノール」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

○財務省令第二十三号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条第七項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第三条、第三条の三、第五条第一項及び第十二条第三項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「である個人の氏名」を「の氏名又は名称」に、「その他」を「又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）その他」に、「当該個人の令第五条第一項第一号」を「その者の令第五条第一項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は令第五条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人（当該個人の氏名」を「当該預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者（その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されている当該個人の氏名」を「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改め、同条第二項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくは」に、「した個人の氏名、住所及び個人番号」を「し、又は同条第四項の規定による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号」に改め、同項第二号中「又は送信を受けた」を「若しくは送信を受け、又は令第五条第四項の規定による確認をした」に、「受けた旨」を「受け、若しくは当該確認をした旨（次条第五項の規定による確認を受けた法人にあっては、当該提示を受けた年月日及び同号の書類の名称並びに当該確認をした旨」に改め、同条第五項中「次条第五項」を「次条第七項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）」を「法人番号」に、「信託された法人税法」を「信託された同法」に改め、同条第六項中「である個人の氏名」を「の氏名又は名称」に、「その他」を「又は法人番号その他」に、「当該個人の令第五条第一項第一号」を「その者の令第五条第一項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は同条第四項の規定による確認をして」に、「当該個人（当該個人の氏名」を「当該国内証券口座が開設される者（その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「記載されている当該個人の氏名」を「記載されているその者の氏名若しくは名称」に、「個人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改める。

第四条第一項第三号中「第九条の三第三項において」を「第九条の三第四項の規定により」に、「第三条第一項」を「前条第一項」に、「第六項に」を「第八項に」に改め、同条第三項第二号中「法人番号」を「令第五条第二項（令第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定若しくは前条第一項若しくは第六項の規定に該当する法人又は法人番号」に、「当該」を「これらの」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第三条第一項に規定する国外送金等（以下「国外送金等」という。）をする法人が同項の告知書を提出する際、当該国外送金等に係る当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該国外送金等をする法人の名称及び住所と同じであることの確認をした場合には、当該国外送金等をする法人は、当該金融機関の営業所等の長に、令第五条第三項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をしたものとみなす。この場合において、当該金融機関の営業所等の長は、当該確認に係る当該告知書に当該確認をした旨を記載しておかなければならないものとする。

6　前項の規定は、法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下「国外証券移管等」という。）をする法人が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長に同項の告知書を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第三項」とあるのは、「第九条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五条第二項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同項第一号中「法第三条第一項に規定する」及び「（以下「国外送金等」という。）」を削る。

第十一条の二第一項中「第九条の三第二項」を「第九条の三第三項」に改め、同項第一号中「法第四条の二第一項に規定する」及び「（以下「国外証券移管等」という。）」を削り、「同項」を「法第四条の二第一項」に改め、同条第二項中「第九条の三第三項」を「第九条の三第四項」に、「読み替えられた」を「読み替えて適用する」に改める。

第十一条の三第一号中「第九条の三第三項」を「第九条の三第四項」に改める。

第十三条第一号中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国外財産の取得、運用又は処分に係る書類）

第十三条の二　法第六条第七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる国外財産の区分に応じ当該各号に定める書類（同項の居住者が通常保存し、又は取得することができると認められるものに限る。）とする。

一　土地又は建物　当該土地又は建物の取得、貸付け（他人に当該土地又は建物を使用させることを含む。）又は譲渡に関する事項が記載された書類

二　預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金をいう。以下この号において同じ。）　当該預貯金の預入、利子（これに類するものを含む。）の受領、払出し又は譲渡に関する事項が記載された書類

三　有価証券（所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）　当該有価証券の取得若しくは同法第六十条の二第四項に規定する譲渡又は当該有価証券に係る同法第二十三条第一項に規定する利子等、同法第二十四条第一項に規定する配当等その他これらに類するものの受領に関する事項が記載された書類

四　匿名組合契約（所得税法第六十条の二第一項に規定する匿名組合契約をいう。以下この号において同じ。）の出資の持分　当該匿名組合契約の出資の持分の取得若しくは譲渡又は当該匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配に関する事項が記載された書類